

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

## 被告JERA証拠説明書（1）

令和7年1月31日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社JERA訴訟代理人

弁護士 大久保 圭

同 須藤 希 祥

同 中村 慶 彦

同 建部 壮一郎

本証拠説明書における略語の使用は、別段断らない限り、被告J E R Aの提出した主張書面の例に倣うこととする。なお、書証内の赤枠は、被告J E R A訴訟代理人において付したものである。

証拠	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨	
乙1	JERAグループ統合報告書2024	写し	令和6年9月30日	被告JERA	①被告JERAが、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを旨とする「JERAゼロエミッション2050」を策定及び公表していること、 ②「JERAゼロエミッション2050」の実現に向けて、「表31」（訴状137頁）の「JERA販売電力」の行の「被告ら策定の中間目標」の列に記載の計画を策定していること、 ③被告JERAにおける2013年度の国内事業の二酸化炭素排出量が概ね約1.8億トンであること、 ④被告JERAは、2030年までに非効率石炭火力発電所（超臨界以下）を全台廃止することを旨とする計画を策定していること等。
乙2	2024年度下期定例記者会見説明資料	写し	令和6年11月27日	被告JERA	①被告JERAが、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを旨とする「JERAゼロエミッション2050」を策定及び公表していること、 ②水素・アンモニア混燃は、石炭火力発電所の稼働を不必要に長期化させることを意図したものではなく、むしろ、二酸化炭素の排出量を削減しつつ、現存する石炭火力発電所を有効に利用することを目的としたものであること等。
乙3	判決（神戸地判令和5年3月20日裁判所ウェブサイト）	写し	令和5年3月20日	神戸地方裁判所	火力発電所の稼働の差止め等が請求された事件（神戸地裁平成30年（ワ）第1551号）の判決に

証拠	標目（原本・写しの別）	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
				<p>において、</p> <p>①火力発電所からの二酸化炭素の排出によって「原告らの生命、身体、健康に被害が生ずる具体的危険が生じているとまでは認めることはできない」旨、</p> <p>②「他者の社会経済的活動を差し止めるための因果関係を認めるためには、被害の発生を帰責できるだけの連関の強さが必要である」ところ、特定の火力発電所の二酸化炭素排出量が多いとしても「全地球的に見て被害の発生を当然に帰責できるだけの連関の強さを認めることはできない」旨、</p> <p>③「CO<sub>2</sub>の排出削減方法の選択・決定は、本来的に、エネルギー政策等を含めた政策的観点から、民主制の過程によって行われるべきものであり、その選択・決定なしに、多様な排出源のうちの特定のものを、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として法的に選択・特定することはできない」旨等が判示されていること。</p>	
乙4	「世界のエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量（2019年）」と題するウェブページ	写し	令和3年頃	環境省	2019年における世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量が336億トンであること等。
乙5	JERAグループ統合報告書2023（抜粋）	写し	令和5年	被告JERA	<p>①被告JERAの発電事業に伴う二酸化炭素排出量が、2019年度において約1億2450万トンであり、2021年度において1億2095万トンであること、</p> <p>②国内被告JERAグループの発電事業に伴う二酸化炭素排出量が、2019年度において13,942万トンであり、2021年度において13,176万トンであること等。</p>
乙6	エネルギー基本計画（抜粋）	写し	令和3年10月	経済産業省 資源エネルギー庁	2021年10月に定められた第6次エネルギー基本計画において、

証拠	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨	
			ギ一庁	「エネルギー政策の基本的視点（S+3E）の確認」として、「（1）あらゆる前提としての安全性の確保」（Safety）、「（2）エネルギーの安定供給の確保と強靱化」（Energy Security）、「（3）気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保」（Environment）、「（4）エネルギー全体の経済効率性の確保」（Economic Efficiency）が挙げられていること等。	
乙7	「署名・加入をご検討の方へ」と題するウェブページ	写し	令和6年1月22日（印刷日）	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン	「国連グローバル・コンパクト」の10原則は法的拘束力を有するものではなく、原告らが主張する被告らの義務を発生させる根拠とはならないこと等。
乙8	環境基本法の解説（改訂版）（抜粋）	写し	平成14年10月21日	環境省総合環境政策局総務課	環境基本計画は、政府における環境の保全に関する施策の基本的な方向を示すものであり、事業者、国民及び民間団体に対して法律上の効果を有するものではないこと等。
乙9	「【日本初】世界が注目する『CO2を出さない』火力発電」と題するウェブページ	写し	令和5年1月17日（令和6年5月10日一部変更）	被告JERA	①被告JERAは、自らが運営する碧南火力発電所における水素・アンモニア混燃の内容を公表していること、 ②水素・アンモニア混燃は、石炭火力発電所の稼働を不必要に長期化させることを意図したのではなく、むしろ、二酸化炭素の排出量を削減しつつ、現存する石炭火力発電所を有効に利用することを目的としたものであること等。
乙10	電力広域的運営推進機関年次報告書 -2021年度版-（抜粋）	写し	令和3年11月（令和5年12月20日一部修正）	電力広域的運営推進機関(OCCTO)	「電力広域的運営推進機関年次報告書 -2021年度版-」において、 ①表3-3から表3-6まで（155頁。表3-4は訴状の「表33」に相当する。）に記載された送電端電力量の値について、「各発電事業者や各一般送配電事業者が一定の仮定の下で計算した各年度の電源種別の

証拠	標目（原本・写しの別）		作成 年月日	作成者	立証趣旨
					<p>発電電力量（送電端）を合計した試算であり、実際の発電電力量とは異なる点について留意が必要である。</p> <p>各発電事業者は、将来の契約や過去の実績等から自らの将来の販売電力量を予想した上で、現時点で事業者がそれぞれの年度において稼働可能な状態にあると想定する電源について、規制的措置による効果等を考慮しない前提で、運転コストが安いものから機械的に発電電力量を積み上げて、それらを計上している。</p> <p>なお、原子力発電の今後の稼働状況、将来取引される電力に電源種が未確定なものが含まれていること、省エネ法に基づく発電効率に関する規制的措置による非効率石炭火力の発電量の抑制効果等は考慮されていないといった要因があるため、将来の発電電力量の構成は異なるものとなることに留意が必要であり、実際には、エネルギーミックスの目標に近づいていくことが想定される。」</p> <p>と説明されていること、</p> <p>②表3-4について、</p> <p>「火力については、規制的措置による効果等を考慮しない前提で、事業者単位で運転コストが安いものから順に発電量を積み上げているため、運転コストが相対的に安価な石炭火力の発電電力量が多く見積もられている。」</p> <p>と記載されていること等。</p>
乙11	「電気事業における低炭素社会実行計画」の策定について	写し	平成27年 7月17日	電気事業連 合会加盟10 社、被告電 源開発株式 会社、日本 原子力発電	「電気事業における低炭素社会実行計画」は、電事連加盟10社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志23社が策定したものであること等。

証拠	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
				株式会社及び特定規模電気事業者有志	
乙12	「低・脱炭素社会への取組カーボンニュートラル行動計画」と題するウェブページ	写し	令和6年1月22日（印刷日）	電気事業低炭素社会協議会（ELCS）	ELCSが公表するカーボンニュートラル行動計画においては、政府が省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を想定した場合の見通しが実現した場合の2030年度の国全体の二酸化炭素排出係数として「0.25kg-CO2/kWh程度（使用端）」と記載されていること等。
乙13	経団連カーボンニュートラル行動計画 2050年カーボンニュートラルに向けたビジョンと2023年度フォローアップ結果 総括編（2022年度実績）〔確定版〕（抜粋）	写し	令和6年4月2日	一般社団法人日本経済団体連合会	一般社団法人日本経済団体連合会が作成した「経団連カーボンニュートラル行動計画 2050年カーボンニュートラルに向けたビジョンと2023年度フォローアップ結果 総括編（2022年度実績）〔確定版〕」・116～117頁には、ELCSにおける火力発電事業を含む温室効果ガス排出削減の取組み事例が記載されていること等。
乙14	経団連カーボンニュートラル行動計画2023年度フォローアップ調査回答票Ⅱ（『個別業種編』原稿）（抜粋）	写し	令和5年度	一般社団法人日本経済団体連合会及び経済産業省フォローアップ調査参加業種	「経団連カーボンニュートラル行動計画2023年度フォローアップ調査回答票Ⅱ（『個別業種編』原稿）」35～39頁には、被告JERAを含む事業者の二酸化炭素排出削減の取組み事例が記載されていること等。
乙15	「低・脱炭素社会への取組フォローアップ実績」と題するウェブページ	写し	令和6年1月22日（印刷日）	ELCS	ELCSが公表する二酸化炭素削減実績が被告JERA準備書面(1)の三・第10・1・(2)記載の表（43頁）のとおりであること等。

以上